



決算相談開始

2019/1/23 から 3/14
3/15 は提出のみとなります。

1. 予約優先

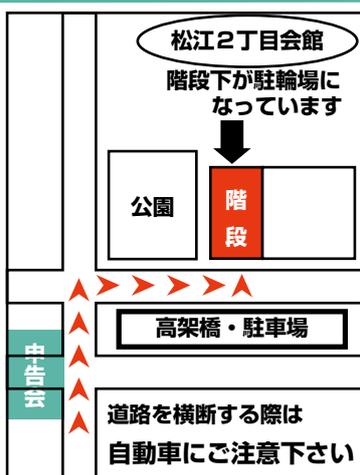
決算相談は予約の方が優先となります。
平成30年分決算相談の予約は終了いたしました。
ご予約のない方は、お待ちになります。事務局までお越しください。

受付時間【午前8:30～午後15:00】まで
午前中の受付でも混雑状況により相談は
午後になる場合もあります。ご容赦ください。

3. 公共交通機関

決算サポート期間（1月23日から3月14日）は大変
混み合います。松江事務局の自転車置場は下記の箇
所となります。また、駐車場の貸出しは、近隣への配
慮のため決算サポート期は行っていません。
お近くのコインパーキングまたは、公共交通機関のご利
用をお願い申し上げます。

駐輪場案内図



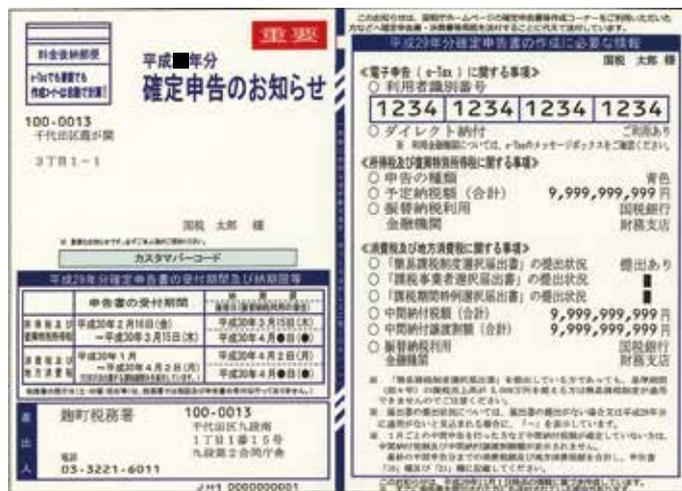
受付で近隣のパーキング案内
をお渡ししています。
この時期はどことも満車が多い
様子です。時間に余裕をもって
お出掛けください。

2. 電子送信

青色申告会では、電子申告での提出を推進して
おります。1月25日より月～金曜日、東京税理士会
江戸川北支部の税理士による代理送信を行って
おります。是非この期間中に会をご利用頂き、電子申
告にてご提出をお願いいたします。

4. 確定申告のお知らせ通知

1月下旬ごろより、江戸川北税務署から確定申告の
お知らせはがきまたは通知が届きます。
ご相談の際には、確定申告のお知らせはがき等も
お持ちください。



お知らせはがき見本

女性部活動報告

12月7日事務局3階に於いて、江戸川北税務署副署長下田哲義様をお迎えして勉強会を開催致しました。経歴紹介を交えながら、税務署の仕組みを分かり易く解説して頂きました。その後、相続税・贈与税の節税についても分かり易く解説して頂き、あつという間の一時間でした。

続いて、確定申告期の「税理士無料相談会」「青色コーナー」のお手伝いの出向表を作成しました。本年も多くの方々にお手伝いをして頂けることになり、とても感謝しております。



参加された女性部の皆様



江戸川北税務署副署長の下田氏の講演

平成 31 年度

江戸川北青色申告会行事予定表

平成 31 年

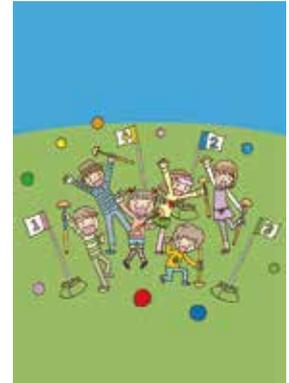
4月12日(金) パナホーム不動産説明会

4月20日(土) グラウンドゴルフ大会

4月22日から
24日 新規入会者説明会

5月21日 22日
24日 会計ソフト説明会

5月23日(木) 定時総会



やよい青色申告

平成31年4月よりセキュリティ及び職員の指導向上のため会計ソフト指導料を年間6,480円(税込)を領収いたします。詳しくは事務局までお問い合わせください。



会員・準会員・専従者さまですと・・

- アフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。
- すでにご契約いただいている場合、団体割引保険料に変更できます。

(一社) 江戸川北青色申告会担当 募集代理店 吉田保険サービス

フリーダイヤル ☎ 0120-777-596

相談日程表

◎: 予約優先日 (予約のない方はお待ちになります。)

※譲渡や収用に関するご相談は決算書作成後、税務署へご相談ください。

日	月	火	水	木	金	土
1月			23	24	25	26
			◎	◎	◎	休館
27	28	29	30	31		
休館	◎	◎	◎	◎		
日	月	火	水	木	金	土
2月					1	2
					◎	休館
3	4	5	6	7	8	9
休館	◎	◎	◎	◎	◎	先着順
10	11	12	13	14	15	16
休館	休館	◎	◎	◎	◎	先着順
17	18	19	20	21	22	23
休館	◎	◎	◎	◎	◎	先着順
24	25	26	27	28		
休館	◎	◎	◎	◎		
日	月	火	水	木	金	土
3月					1	2
					◎	先着順
3	4	5	6	7	8	9
休館	◎	◎	◎	◎	◎	休館
10	11	12	13	14	15	16
休館	先着順	先着順	先着順	先着順	提出のみ	休館

消費税のご相談は3月29日(金)までです。



小原会長 (左) 江戸川北税務署下田副署長 (中) 税理士会小島支部長 (右)

平成30年11月29日に三者協議会で平成30年分代理送信の協定に調印を行いました。

確定申告書のご提出は

東京税理士会江戸川北支部の税理士先生方による税務支援

代理送信手続きで

ご提出ください。

江戸川都税事務所からのお知らせ

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、2月28日(木)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

コンビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りま
す。※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアが
あります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、
納付書の裏面をご確認ください。

クレジット
カード

※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払
サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することが
できます(税額に応じた決済手数料がかかります。)。
※詳しくは、「都税クレジットカードお支払サイト」を
ご覧ください。

[都税クレジットカードお支払サイト](#) [検索](#)

ay-easy

A T M
インターネット
モバイル
バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関が
あります。※(ペイジーマーク)の
入っている都税の納付書をお持ちの場合に
限ってご利用できます。
※領収証書は発行されません(領収証書が
必要な方は、金融機関等の窓口または
コンビニエンスストアでご納付
ください。)

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ
(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

口座
振替

安心 便利 な 口座振替 をご利用ください!

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに次のいずれかの方法でお申込み
ください。

- 主税局ホームページからダウンロード専用依頼書を印刷し、必要事項をご記入の上郵送してください。
- 預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参の上、金融機関または郵便局の窓口へお申込み
ください。
- 口座振替依頼書(ハガキ式)に必要事項をご記入の上、ポストに投函してください。

<口座振替のお問い合わせ先>

主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

耐震化のための建替え 又は 改修 を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋
に代えて、平成32(2020)年3月31日までに、耐震化の
ために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住
部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象と
なる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成32(2020)年
3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の
改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸
あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税
を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内